

一般社団法人 BABYSHOWER JAPAN

ダイパーケーキマイスター規約

ダイパーケーキマイスター規約

本規約は、一般社団法人 BABYSHOWER JAPAN（以下「当法人」という）が主宰するダイパーケーキマイスター資格に関する事業（以下「本事業」という）における当法人とダイパーケーキマイスター資格の付与を受けた者（以下「マイスター」という）との間の契約関係に適用する。

（個別契約との関係）

第1条 当法人とマイスターとが本規約とは別の書面により、本規約の条項と競合する内容の条項を定めたときは、その別の書面の約定が優先する。

（本資格の付与）

第2条 マイスターが次に掲げる全ての要件を満たした場合、当法人はマイスターに対し、ダイパーケーキマイスター資格（以下「本資格」という）を付与する。

- （1） 当法人が主宰するダイパーケーキマイスター養成講座を受講し修了すること。
- （2） 当法人からダイパーケーキマイスター資格の認定を受け、認定証（ディプロマ）の引き渡しを受けること。
- （3） 本規約に同意すること。

2 本規約の効力が終了した場合、マイスターが受けた本資格の付与の効力は喪失する。

（有効期間と更新）

第3条 本規約の効力の有効期間は、マイスターが前条第1項によりその資格の付与を受けた日から最初に訪れる9月30日までとし、更新をすることができる。更新後の有効期間は10月1日から翌年の9月30日までとし、その後もまた同様とする。

2 マイスターが、次に掲げる全ての要件を満たした場合、本規約の効力は自動で更新されたものとし、マイスターは本資格の付与を受け続けるものとする。

- （1） 翌年度の年会費金3000円（消費税別）を当法人に対して支払うこと。
- （2） マイスターのスキルアップ等の目的で当法人が研修等を開催する場合は、その研修等を受講し修了すること。
- （3） 当法人より本規約に基づく契約関係を更新しない旨の通知を受けていないこと。
- （4） 次項の異議を述べていないこと。

3 更新の日より1ヶ月前までに、当法人がマイスターに対して更新後の規約内容

を変更する旨及び変更後の内容を E-mail その他適宜の方法による通知をした場合において、当該通知の日から2週間以内にマイスターが異議を述べない場合は、更新後の規約内容はその内容どおりに変更されたものとみなす。

4 前項の場合を除き、更新後の規約内容は更新前の規約内容と同一とする。

(マイスターの権利)

第4条 マイスターは当法人より本資格の付与を受けた場合は、次の各号に掲げる権利を有するものとする。

(1) 次に掲げる呼称を肩書きとして使用する権利。

①ダイパーケーキマイスター

②一般社団法人 BABYSHOWER JAPAN 認定 ダイパーケーキマイスター

(2) 当法人の保有するロゴ、バナーを使用する権利（なお、当法人が別に定めるロゴ規定がある場合はそれに従うものとする）。

(3) その他、当法人が別途定める権利がある場合はその権利。

(変更の届出)

第5条 マイスターは、その氏名若しくは名称、住所、電話番号、E-mail アドレスその他連絡先等について、当法人へ届け出た個人に関する情報に変更が生じた場合には、遅滞なくその旨及び変更後の事項を当法人に対して通知する。

2 当法人は、マイスターが前項の通知を行わなかった事によるマイスターの不利益についての責任を負わないものとする。

(契約の地位等の譲渡禁止)

第6条 マイスターは、本規約から生じる一切の権利及び一切の義務並びに契約上の地位（本資格の付与を受けた地位を含む）を第三者に譲渡することができない。

(解除と資格の喪失)

第7条 マイスターが次のいずれかの事由に該当した場合、当法人は本規約に基づく契約関係を解除し、マイスターの本資格を喪失させることができる。

(1) 当法人の同意なく、ダイパーケーキマイスター養成講座の内容を第三者に対し開示をした場合（インターネット上に講座内容が判明する程度に動画、写真等をアップロードする行為を含む）

(2) 本規約または法令に違反した場合

(3) 公序良俗に違反し、または犯罪に結びつくおそれのある行為を行った場合

(4) 当法人の事業活動を妨害する等により、当法人の事業活動に悪影響を及ぼした場合

(5) 本資格の付与を受け続けることが妥当でない事由があると当法人が判断した場合

2 マイスターは、本規約の有効期間の徒過、前項による本規約に基づく契約関係の解除等により本資格を喪失した場合、当法人に対して、本事業に関する講座の受講料、資格認定料、年会費、その他何らの返還の請求もできず、本規約から生ずる一切の権利を喪失するものとする。

(再度の資格取得)

第8条 マイスターは、本資格の付与を受けた後に当該資格を喪失した場合であっても、その喪失をした時点から2年の間に限り、当法人のスキルチェックをクリアした上で、当法人から新たな認定を受けた場合は、再度の資格の付与を受けられるものとする。

(競業禁止)

第9条 マイスターは、本規約の有効期間中並びに本規約の有効期間終了後2年の間は、当法人の書面による事前の同意がある場合を除き、自己または第三者の名をもって、当法人が制作をしたダイパーケーキマイスター養成講座その他の講座で習得をした知識、技術等を用いて資格認定事業、認定講師を育成し展開するインストラクター事業、各種の講座、教室、セミナー等を開催する事業を行ってはならず、それらの事業を行う者に対し、自己または第三者の名をもっていかなる役務を提供してはならず、また、いかなる協力、従事もしてはならない。

(類似的商標出願の禁止)

第10条 マイスターは、本規約の有効期間中並びに本規約の有効期間終了後においても、ダイパーケーキマイスター（出願番号 商願2013-94046）、ベビーシャワープランナー（出願番号 商願2013-94047）、その他当法人または当法人の代表者が登録の出願をした商標について、当該商標の全部または一部の文字、図形及び記号を含む商標をもって登録の出願をしてはならないものとする。

(著作物の譲渡)

第11条 第7条第1項(1)にかかわらず、当法人が事前に許可した場合には、マイスターは、当法人が事前に許可した方法及び媒体においてのみ、インターネット上に講座内容が判明しうる動画、写真（以下「本件動画等」という）をアップロードすることができる。

2 前項に基づき、マイスターが本件動画等をアップロードする場合には、マイスターは、当法人に対し、本件動画等に関するマイスターの著作物（以下「本著作物」という）の全ての著作権（著作権法27条及び28条に規定する権利を

含むがそれらに限られない。以下「本著作権」という)を譲渡し、当法人はこれを譲り受ける。また、マイスターが当法人を退会した後も、マイスターは、当法人に対し、本著作権の返還を請求できないものとする。

- 3 マイスターは、本件動画等が第三者の著作権等いかなる権利も侵害しないことを保証する。
- 4 本件動画等が第三者の著作権を含む何等かの権利を侵害している場合であっても、当法人は、その侵害にかかる損害につき、一切の責任を負わない。当該第三者が被った損害について、マイスターが損害賠償請求を受けたときには、マイスターは、これを当法人に求償することはできないものとする。また、当法人が当該第三者から損害賠償請求を受けたときには、マイスターがこれを補償し、当法人には一切負担を負わせないものとする。

(著作者人格権)

第12条 本著作物について、マイスターが著作者人格権を行使するときには、当法人の書面による事前の承諾を得なければならない。

- 2 当法人がマイスターに対し、第三者に対する著作者人格権の行使を要請した場合、マイスターは、それが正当な権利行使である場合に限り、これに応じるものとする。
- 3 当法人は、本著作物を必要に応じ、合理的な範囲で改変、修正することができるものとし、かかる改変、修正がなされる限り、マイスターは当法人に対し同一性保持権を行使しない。
- 4 当法人は、本著作物の利用に当たっては、著作者の表示をし、又はしないことができる。

(肖像権の放棄)

第13条 マイスターは、本件動画等に映っているマイスターの肖像にかかる肖像権を、当法人退会後も含め永久に放棄する。

(損害賠償)

第14条 マイスターは故意または過失により当法人に損害を与えた場合は、その賠償をする義務を負う。

(確認条項)

第15条 当法人は、本事業について、その存続の保障をするものではなく、マイスターとの本規約による契約が存続する限りにおいて、その契約から生じる義務を負うものである。 以上